

軽井沢地域環境リーダー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域において環境保全活動又は環境学習・教育活動を率先して行っている個人を「軽井沢地域環境リーダー」（以下「地域環境リーダー」という。）として町長が認定し、その活動を支援することにより、軽井沢地域における主体的かつ継続的な環境保全の取組みを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域環境リーダー」とは、軽井沢地域において環境保全活動又は環境学習・教育活動を主体的に行い、適切な能力、識見等を有する者として広く住民に対し推奨すべきものをいう。

(地域環境リーダーの要件)

第3条 地域環境リーダーは、次の各号のいずれにも該当する者として、町長が実施する審査に合格したものとする。

- (1) 環境保全に関する基本的な知識を有している者
- (2) 地域環境リーダーとしての資質、能力等を有している者
- (3) 地域において、環境保全活動又は環境学習・教育活動を5年以上継続して行っている者
- (4) 地域環境リーダーとして継続して活動する意思を有する者

(申請)

第4条 地域環境リーダーの認定を受けたい者は、別に定める申請書を町長に提出するものとする。

(審査)

第5条 町長は、地域環境リーダーの認定を行うため、次に定める審査を行うものとする。

- (1) 前条の規定により提出された申請書による審査
- (2) 前号の審査に合格した者を対象とした面接による審査

(認定)

第6条 町長は、前条第2号の審査に合格した者を地域環境リーダーとして認定するものとする。

2 地域環境リーダーの認定期間は、認定の日から3年とする。

(活動実績の報告)

第7条 地域環境リーダーは、前条第2項の認定の日を基準日として、毎年当該基準日から起算して30日以内に、その1年間の活動実績を別に定める報告書により町長に報告しなければならない。

(認定の更新)

第8条 認定期間の更新を受けようとする地域環境リーダーは、認定期間満了の3月前から1月前までの間に、別に定める更新申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、活動実績等を審査し、適當と認めたときは、認定期間を更新するものとする。

(支援)

第9条 町長は、地域環境リーダーに対し、活動に関する情報提供及び助言を行うものとする。

(役割)

第10条 地域環境リーダーは、軽井沢地域における環境保全活動又は環境学習・教育活動の推進に積極的に取り組むものとする。

(認定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、地域環境リーダーの認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けた場合
- (2) 本制度の趣旨に反する行為があった場合
- (3) その他地域環境リーダーとして不適當と認められる場合

(公表)

第12条 町長は、地域環境リーダーの氏名等を公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地域環境リーダーの認定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月10日から施行する。